

座間市道路台帳システム導入業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和6年3月

座間市都市部道路課

座間市道路台帳システム導入業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、座間市道路台帳システム導入業務委託を発注するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

座間市道路台帳システム導入業務委託

(2) 業務内容

別紙「座間市道路台帳システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

令和6年5月15日から令和7年3月31日まで

(4) 予算上限額

金114,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

なお、同一の者が複数の提案を行うことはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 座間市の入札参加資格者であること及び神奈川県内に本社、支店又は営業所があること。

ウ 令和5・6年度 座間市入札参加者名簿に営業種目「道路」及び「情報処理用機器材」のいずれも登録されている者であること。

エ 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止処置を受けていない者。

オ 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者

キ 法人税（個人にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者

ク 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が

確保される者

ケ 契約日において、守秘義務、品質及び情報セキュリティ等の観点より、下記の認証資格を取得していること。

- ① JIS Q 9001 (ISO9001：品質マネジメントシステム)
- ② JIS Q 27001 (ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム)
- ③ JIS Q 15001 (プライバシーマーク：個人情報セキュリティ)
- ④ JIS Q 14001 (環境マネジメントシステム)
- ⑤ JIS Q 55001 (アセットマネジメントシステム)

コ 地方共同法人地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の LGWAN-ASP サービスのアプリケーション及びコンテンツサービスに自社で登録していること。

サ 地方公共団体において、令和元年度以降 (過去5年) に道路 GIS、公開型 GIS 又は窓口システムの導入・運用実績があること。

シ 本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ) を利用することから、提案する公開型 GIS については添付する「モデル仕様書 (公開型 GIS)」(別紙1) に準拠すること。

ス 一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) の地理情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠しているシステムを自社で登録していること。

(2) 失格要件

本プロポーザルに参加した者が、次のいずれかに該当するとき、失格となる。

- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しないとき。
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- エ 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合。
- オ プロポーザル告示から契約までの期間で4.(1) を1項目でも満たすことが出来なくなった者。
- カ 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

5 プロポーザルスケジュール予定

NO.	項 目	日 程
1	事業者の募集告知開始	令和6年3月15日 (金) から
2	実施要項、仕様書等资料配布期間	令和6年3月15日 (金) ~令和6年3月21日 (木)
3	事業者からの質問受付期間	令和6年3月15日 (金) ~令和6年3月21日 (木)
4	質問回答日	令和6年3月25日 (月)

5	参加表明受付期間	令和6年3月15日（金）～令和6年3月27日（水）
6	一次審査結果通知及び二次審査通知	令和6年3月29日（金）
7	企画提案書類等の提出期間	令和6年4月1日（月）～令和6年4月15日（月）
8	二次審査プレゼンテーション	令和6年4月23日（火）
9	評価結果通知発送及び公表	令和6年4月26日（金）
10	契約締結予定日	令和6年5月15日（水）

6 参加表明手続（一次審査）

（1）提出書類 1部

ア プロポーザル方式参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 会社概要（パンフレット、企業の認証資格証明書）（様式3）

エ 業務実績（相手方及び実績年度を記入すること）（様式4）

オ 業務実施体制（様式5）

カ モデル仕様書（公開型GIS）質問書（別紙1）

キ プロポーザル方式参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※ 定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、返信に必要となる切手を貼付のこと。

（2）提出先

座間市都市部道路課 担当 澤田・高木

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

（3）提出方法

座間市都市部道路課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

（4）提出期間

令和6年3月15日（金）午前8時30分から令和6年3月27日（水）午後5時15分まで（市役所の閉庁日を除く。）。※郵送必着

（5）一次審査（書類審査）

提出された参加申請書類により審査を行い、原則として最大3社までを一次審査通過提案者として選定する。なお、評価結果の異議申し立ては一切受けない。

（6）参加資格要件の確認結果

令和6年3月29日（金）に一次審査結果通知及び二次審査通知書を送付する。また、同日電話により参加資格確認結果を通知する。

7 プロポーザル参加に関する質問と回答

プロポーザル参加申込書の作成にあたっての質問を持参又は電子メールにより受け付ける。

- (1) 提出書類 質問書(様式7)
- (2) 質問受付期間 令和6年3月15日(金)午前8時30分から
令和6年3月21日(木)午後5時15分まで。
※市役所の閉庁日を除く
- (3) 提出先 座間市都市部道路課 担当 澤田・高木
電話 046-252-8564(直通)
E-mail douro1@city.zama.kanagawa.jp ※小文字のdouro 数字の1
- (4) 回答方法 質問書に対する回答は、令和6年3月25日(月)に座間市ホームページに掲載する。
- (5) その他 ①メール本文には、質問内容を記述せず、質問書(様式4)に記載のこと。
②受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は、一切受け付けない。

8 企画提案書類等の受付(二次審査)

一次審査結果の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり企画提案書を受け付けるものとする。

- (1) 提出書類 ①～⑥の順序で製本し、インデックスを付け、提出すること。
 - ア 企画提案書 (提出部数 正本1部、副本8部 計9部、CD-R1枚)
 - ① 企画提案書表紙(「座間市道路台帳システム導入業務 企画提案書」と記載すること。)
 - ② 企画提案書 (様式6、A4版(縦)、40ページ以内、A3版(横)は2ページとしてカウントする。但し、表紙及び目次はページ数に含まない。)
 - ③ 見積書 (様式8)、見積内訳書(任意様式)
 - ④ 会社概要書 (様式3)
 - ⑤ 財務諸表 (最新決算年度分 写し可)
 - ⑥ 機能要件一覧(別紙2)
 - イ その他の提出 (提出部数 1部)
 - ① 印鑑証明書(法人の代表者印鑑証明書) 写し可 1部
 - ② 国税の納税証明書 写し可 1部
 - ③ 市税の納税証明書 ※法人等の市民税、固定資産税、都市計画税 写し可 1部
- (2) 提案書類等の記載要領
 - ア 企画提案書の記載要領
 - ① 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
 - ② 文字サイズは、11ポイント以上とする。
 - ③ 様式は自由とし、A4版を用いて両面印刷とし、40ページ以内、A3版(横)は2ペ

ージとしてカウントする。但し、表紙及び目次はページ数に含まない。

- ④ ページ番号を付すること。
- ⑤ 作成に当たっては「提案書記載事項一覧」に留意すること。

【企画提案書記載事項一覧】

企画提案書は、次の表の項目に従って、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

項 目	記載すべき事項
提案コンセプト	下記「1 1 受託候補者特定の基準等 (1) 評価基準項目」の提案書評価 3業務の実施方針～1 2その他特記事項及び1 5導入・運用・保守・更新等経費の順序で取りまとめること。

イ 見積書の記載要領

見積書は、様式8により提出することとする。なお、消費税相当額を含まないこと。

ウ 留意事項

- ① 提出された提案書等は返却しない。
- ② 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定行う作業に必要な範囲内において複製する。
- ③ 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。
- ④ 提案書等作成に要する費用は提案者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書は、企業名等が分からないようにすること。
- ⑥ 提案書の内容は、原則として座間市情報公開条例に規定する非公開情報として取り扱う。ただし、情報公開請求があった場合は可能な範囲で第三者に公開する可能性がある。

(3) 提出先

6. (2)と同様とする。

(4) 提出方法

6. (3)と同様とする。

(5) 提出期間

令和6年4月1日(月)午前8時30分から

令和6年4月15日(月)午後5時15分まで

(市役所の閉庁日を除く。)。※郵送必着

9 二次審査プレゼンテーション

一次審査通過提案者に対し、以下のとおり二次審査を行い、第一受託候補者及び第二受託候補者を選定する

(1) 期日、会場等 令和6年4月23日(火)午前・午後を予定

(※詳細は二次審査通知にて記載する)

(2) 所要時間	準備・片付け	各 5分
	企画提案プレゼンテーション	20分
	休憩	5分
	デモ（操作体験）	20分
	企画提案ヒアリング	20分

(3) 留意事項

- ア 提案書に沿って説明は簡潔明瞭に短時間に行うこと。追加の資料は認めない。
- イ 出席者は、4名以内とする。
- ウ この業務の内容について、中心的な役割を占める者がプレゼンテーションを実施すること。
- エ プレゼンテーションで機材を使用する場合は、提案者が準備すること。
なお、プロジェクター（HDMI接続）及び電源は、市が用意する。

10 受託候補者の評価方法及び結果の通知について

(1) 評価方法

「座間市道路台帳システム導入業務委託プロポーザル選定委員会」を設定し、選定委員会は、事前に提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、提案の内容を総合的に評価し、高得点者を受託候補者として特定する。ただし、評価の結果、提案者全ての提案内容が要求水準に満たない場合は、受託候補者の特定は行わない。

なお、採点の方法や内容についての問い合わせには一切応じない。

(2) 評価結果の通知

評価の結果、受託候補者に特定された者及び特定されなかった者に対して、令和6年4月26日（金）に通知書を送付する。また、同日電話により結果を通知する。なお、審査結果は、座間市ホームページにも掲載する。

なお、評価結果の異議申し立ては一切受けない。

また、選定委員会における評価に関する資料について公開を求める場合は、情報公開請求に基づき非公開情報に該当する部分を除き、公開するものとする。

11 受託候補者特定の基準等

(1) 評価基準項目

以下の着目点により総合的に評価するものとする。

企画提案書及び見積書については、以下の着目	項番	項目名	主な判断基準
-----------------------	----	-----	--------

企業実績等評価	1	企業の実績等	企業登録、資格取得状況	企業において ISO 関連の認証資格等を取得しているか。(様式 3) 企業においてデジタル社会への変革、働き方改革に準拠した認証資格等を取得しているか。(様式 2)
			企業規模、有資格者状況	企業において十分な有資格者がいるか。(様式 3)
			業務執行能力	令和元年度以降 (5 年以内) に道路 GIS、公開型 GIS 又は窓口システムの導入実績があるか。(公告日時点において運用中であること) (様式 4)
			地域精通度、業務の迅速性	令和 5 年度 (現在) に神奈川県内での道路 GIS 運用、及びデータ整備・更新の実績があるか。(様式 4)
			地域精通度、実情把握	本業務の背景等、本市の実情を踏まえて業務に取り組んでいるか。
			技術者実績等評価	2
照査技術者の経験及び実績	照査技術者の経験及び実績はどうか。(様式 5)			
業務実施体制の資格及び実績	本業務に配置する技術者の保有資格及び実績はどうか。(様式 5)			
提案書評価	3	業務の実施方針		本業務内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。
	4	作業工程表		工程及び工程内容が本業務内容を理解した上で適切に作成されているか。
	5	業務実施体制		業務役割について業務経験豊富で適切な技術者が配置されているか。
	6	新規データ作成、既存データ変換、道路台帳調書データ作成		システムに搭載するデータの作成・変換方法は適しているか。
	7	システムの特徴	道路 GIS	システムの特徴は、本市の課題解決・業務改善に対し、適しているか。
			公開型 GIS	
			窓口システム	
	8	システム構成		本市の実情を踏まえ、本業務の内容を十分に理解したシステム構成となっているか。
	9	システム操作研修		職員へのシステム操作研修やマニュアル作成等の教育内容は適しているか。
	10	システム運用保守		システム運用保守の内容等の妥当性はどうか。また、システム保守体制は迅速な対応が期待できるか。
	11	情報セキュリティ方針		社内、本プロジェクトに関わる人員のセキュリティ確保に係る方針及びセキュリティ対策が提示されているか
	12	その他特記事項		本業務について、有益と考えられる独自提案はあるか。
機能評価	13	システム機能		操作、検索、入力、編集、印刷などの道路管理機能を具備し、十分な機能を有した優れたシステムか。
取組方針評価	14	プレゼンテーション内容		本業務に対する理解度や熱意、コミュニケーション力はどうか。

価格評価	15	導入・運用・保守・更新等経費	見積金額の妥当性はどうか。 更新等経費については、次のとおりとする。 ①台帳データ補正等の想定数量は、面積 7,000㎡、延長 1,000m、路線数 20路線とする。 ②境界図形データ作成の想定箇所数は、90箇所とする。
------	----	----------------	---

1.2 受託候補者との調整

- (1) 評価の結果で受託候補者に特定された者を第一受託候補者とし、市と仕様の細目について協議をするものとする。この場合、市は必要に応じて第一受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第一受託候補者と協議が整わない場合は、市は、評価の結果で次点の者を第二受託候補者とし協議を行うものとする。
- (2) 支払の時期、方法については別途、協議の上で定めることとする。

1.3 辞退

参加申請後に辞退する場合には、辞退届（様式9）を提出すること。辞退届は令和6年4月19日（金）午後5時15分まで（市役所の閉庁日を除く。）に提出するものとする。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響はない。

1.4 問合せ先

座間市都市部道路課 担当 澤田・高木
 電話 046-252-8564（直通）
 FAX 046-255-3550
 E-mail douro1@city.zama.kanagawa.jp